

グラッと
きたとき！

あなたの家の 家具は 倒れませんか？ 地震に備えて！



発生が予想される南海トラフ地震などに備え、家具転倒による被害を未然に防ぐため、高齢者だけでお住まいの方など、地震対策をご自身でできない世帯を対象に無料で家具の固定を行います。

【対象者】 下記のいずれかにあてはまる方

- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている者
- ・ 療育手帳Aの交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ・ 要介護認定3以上の者

【内容】 タンス、食器棚など家具3台まで固定します。

大工さんが家具の下地（棧）と壁の下地（間柱）をL字金物やベルト、木ビスを使って固定します。
※一部の鉄骨造、鉄筋コンクリート構造の住宅では、L字金物やベルト、木ビスを用いた家具固定ができない場合があります。この場合、家具固定事業の対象外となりますので、現地にて大工さんにご確認下さい。

【費用】 無料

※1世帯1回限りです。（今までにこの事業を利用された方は対象外となります。）

※借家の場合には、家主さんの承諾が必要です。

【備考】 実施件数に限りがあります。

申込み・お問合せ先

鈴鹿市 防災危機管理課 防災グループ

TEL 059-382-9968 FAX 059-382-7603



(宛先) 鈴鹿市長

家具固定事業を利用したいので、鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、資格審査に当たっては、私及び家族の公簿等を閲覧することに同意します。

鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業申込書		
<p>あてはまるものにチェックをしてください。 (複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1級~3級)の交付を受けている者</p> <p><input type="checkbox"/> 療育手帳Aの交付を受けている者</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護認定3以上の者</p>		
申請者	ふりがな	
	申請者氏名	
	住所	〒 鈴鹿市
	生年月日(年齢)	明・大・昭・平・令 年 月 日 ()
	電話番号	() 携帯
	障害者手帳等の等級	
家屋の所在地	申請者住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	申請者住所と異なる場合、以下の欄に所在地をご記入ください。 鈴鹿市
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> アパート <u>借家・アパート(持ち家・公営住宅以外)の場合は、所有者の承諾が必要です。</u> 上記申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家具類を家屋(柱・壁・床等)に固定することを承諾します。 年 月 日 【所有者】 (住所) (氏名)	
連絡事項		

<注意事項>

- 1 本申込みを中止するときは、速やかにその旨を申し出てください。
- 2 固定された家具類が、転倒するなど被害が生じて、市長はその損害責任を負いません。
- 3 借家・アパート・公営住宅の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや、原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。
- 4 大工さんがすみやかに作業をできる配慮(家具の移動や片付け等)のご協力をお願いします。